
■ フリマサービスは、個人同士の取引であることを十分理解して利用しましょう

インターネット上で、個人同士が商品や役務を取引できるフリマアプリやフリマサイトの利用が消費者の間で広がるなか、消費生活センターに寄せられるフリマサービスに関連する相談が増えています。

フリマアプリやフリマサイトは、オンライン上で実際のフリーマーケットのように出品、購入ができるアプリケーションです。金銭や品物のやりとりは、売主と買主の間に運営会社が入り仲介しますが、基本的に個人間の取引となるため、トラブルが発生した場合は、当事者間で解決するのが原則となっています。

【事例】

「商品を送ったのに、商品が届かない等を理由に商品代金が支払われない。商品代金の返金を求められた。」

「商品を購入するのにカード決済したが、商品が届かない。」

「出品したところ購入者が決まったが、急にキャンセルしたいとの申し出があった。」

「フリマサイトで商品を購入したが、届いた商品が画像と違う。出品者に苦情を言いたいが、フリマサイトの連絡先がわからない。出品者の連絡先もわからない。」

■ トラブル解決は当事者間で図ることが求められています

フリマアプリやフリマサイトで取引をする際は、利用規約をよく読み、その上で、出品者が設定したルールの確認や商品、送料等についての情報収集をしっかりと行い、トラブルが起こった際のリスクも勘案し、慎重に利用しましょう。

【消費者へのアドバイス】

- ① フリマサービスは個人同士の取引であり、トラブル解決は当事者間で図ることが求められている点を理解して利用しましょう
- ② 利用規約等で禁止されている行為は絶対に行わないようにしましょう
- ③ 未成年者（子ども）がフリマサービスを利用する場合は、家族等で利用方法を十分に話し合いましょう

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付していません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>
